

〔検査の結果に基づく措置〕

と畜場法施行規則

別表第四（施行規則第十六条関係）

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、水泡性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水泡病、ブルータング、アカバネ病、悪性カタル熱、チュウザン病、ランピースキン病、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛伝染性鼻気管炎、牛白血病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛丘疹性口炎、牛流行熱、類鼻疽、破傷風、気腫疽、レプトスピラ症、サルモネラ症、牛カンピロバクター症、トリパノソーマ病、トリコモナス病、ネオスポラ症、牛バエ幼虫症、ニパウイルス感染症、馬インフルエンザ、馬ウイルス性動脈炎、馬鼻肺炎、馬モルビリウイルス肺炎、馬痘、野兎病、馬伝染性子宮炎、馬パラチフス、仮性皮疽、小反芻獣疫、伝染性膿疱性皮膚炎、ナイロビ羊病、羊痘、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、トキソプラズマ病、疥癬、山羊痘、山羊関節炎・脳脊髄炎、山羊伝染性胸膜肺炎、オーエスキー病、伝染性胃腸炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚水疱疹、豚流行性下痢、萎縮性鼻炎、豚丹毒、豚赤痢、Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸（高度のものに限る。）、水腫（高度のものに限る。）、腫瘍（肉、臓器、骨又はリンパ節に多数発生しているものに限る。）、旋毛虫病、有鉤囊虫症、無鉤囊虫症（全身にまん延しているものに限る。）、中毒諸症（人体に有害のおそれがあるものに限る。）、熱性諸症（著しい高熱を呈しているものに限る。）、注射反応（生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。）及び潤滑油又は炎性産物等による汚染（全身が汚染されたものに限る。）

別表第五（施行規則第十六条関係）

疾病又は異常	部分
別表第四に掲げる疾病	当該獣畜の肉、内臓その他の部分の全部
黄疸（病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。）	当該病変部分及び血液
水腫（病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。）	当該病変部分及び血液
腫瘍（病変が肉、臓器、骨又はリンパ節の	当該病変部分及び血液

一部に局限されているものに限る。)	
寄生虫病（旋毛虫病、有鉤囊虫症及び無鉤囊虫症（全身にまん延しているものに限る。）を除く。）	寄生虫を分離できない部分及び住肉孢子虫症にあつては血液
放線菌病	当該病変部分及び血液
ブドウ菌腫	当該病変部分及び血液
外傷	当該病変部分
炎症	当該病変部分及び炎性産物により汚染された部分並びに多発生化膿性の炎症にあつては血液
変性	当該病変部分
萎縮	当該病変部分
奇形	著しい当該病変部分
臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい（臓器の一部に局限されているものに限る。）	当該異常部分に係る臓器
潤滑油又は炎性産物等による汚染（全身が汚染されたものを除く。）	当該汚染部分に係る肉、臓器、骨及び皮